

令和7年度

三重労働局の取組状況について

令和7年度 第2回 三重地方労働審議会資料

令和8年3月11日

三重労働局行政運営の基本方針

- 第 1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、
非正規雇用労働者への支援
- 第 2 人材確保の支援の推進
- 第 3 リ・スキリング、労働移動の円滑化
- 第 4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模事業者の生産性向上に向けた支援、非正規雇用労働者への支援

(1) 最低賃金制度の適切な運営

① 三重地方最低賃金審議会の運営

三重地方最低賃金審議会の円滑な運営を行った結果、

- ・三重県最低賃金は、**時間額 1,087円**に改定され、**11月21日から発効**した。
- ・三重県特定（産業別）最低賃金2業種は、それぞれ以下のとおりに改定され、**12月21日から発効**した。
 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金 **時間額 1,097円**
 三重県輸送用機械器具製造業最低賃金 **時間額 1,111円**

② 改定された最低賃金の周知

- ・マスメディア（新聞・テレビ・ラジオ）等を積極的に活用した。
- ・労使団体（24団体）や地方公共団体（県、29市町）に依頼し、広報誌及びホームページに掲載された。
- ・労働保険事務組合連合会に労働保険の事務処理を委託する事業者（約8,700社）に対し、三重県最低賃金の時間額・発効日を広告掲載した労働保険料領収書を送付した。

③ 最低賃金の履行確保

1月から3月を中心に重点的な監督指導を実施し、その履行確保を図っている。

【監督指導件数】令和7年度（1月末時点）211件、令和6年度（1月末時点）225件、令和6年度504件

三重県最低賃金

ちゃんとチェック！最低賃金 働く人も、雇う人も、確認を忘れずに ☑

時間額 **1,087円**

（令和7年11月21日発効）

三重県特定（産業別）最低賃金

電線・ケーブル製造業 最低賃金	時間額 1,097円 発効日 令和7年12月21日	輸送用機械器具製造業 最低賃金	時間額 1,111円 発効日 令和7年12月21日
--------------------	-------------------------------------	--------------------	-------------------------------------

(11月21日付

中日新聞三重版
広告イメージ)

三重県最低賃金

令和7年11月21日発効

時間額 **1,087円**

三重県内で働くすべての労働者に適用されます

賃金引上げの支援策があります
くわしくはこちら →

三重労働局
賃金室 ☎ 059 - 226 - 2108

(三重テレビCMイメージ)

三重県最低賃金

令和7年11月21日から

時間額 **1,087円**

三重県内で働く全ての労働者に適用されます。
◆賃上げを支援する助成金をご用意しております。

厚生労働省
三重労働局 賃金室
☎ 059 - 226 - 2108

三重テレビ 11月1日～11月27日
15秒スポットCM 15回放送

(三重交通バスマスクイメージ)

三重県最低賃金

令和7年11月21日から

時間額 **1,087円**

三重県内で働く全ての労働者に適用されます。
◆賃上げを支援する助成金をご用意しております。

三重労働局 労働基準部 賃金室

10月9日～11月24日のうちの
1か月間 県内路線バス 延べ
180台に掲出

(労働保険料領収書裏面広告イメージ)

三重県最低賃金

令和7年11月21日発効

時間額 **1,087円**

三重県内で働く
すべての労働者に適用されます

賃金引上げの
支援策があります
くわしくはこちら →

三重労働局賃金室
☎059-226-2108

●FM三重 10月1日～10月15日
20秒スポットCM 15回放送

第1 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

1 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模事業者の生産性向上に向けた支援、非正規雇用労働者への支援

(2) 賃金の引上げに向けた機運の醸成

令和8年2月12日、昨年度に引き続き、地域における賃上げに向けた機運の醸成を図ることを目的として、令和7年度三重における地方版政労使会議を開催した。

会議では、知事をはじめ、労働・経済団体の代表者及び関係行政機関が出席し、それぞれの立場から賃上げに向けた取組状況や課題について意見交換を行った。

また、三重県の企業で賃上げが人材確保に繋がっている実践例の紹介を行うとともに、会議での議論を踏まえ、地域全体で賃上げを後押しする取組を力強く進めていくこと、そして、政労使が連携し賃上げと経済成長の好循環の実現に取り組んでいくことについて、共同メッセージをとりまとめ、発表した。

令和7年度三重における地方版政労使会議 共同メッセージ

賃上げの動きは、2025年の春季労使交渉において二年連続で5%を超える賃上げが実現するなど、県内においても賃金改善の流れが着実に広がっています。こうした動きを一過性のものとせず、持続的な賃上げとして定着させていくことが、地域経済の活力向上には不可欠です。

一方で、原材料費を始め、物価の上昇により実質賃金の伸びは抑制されています。また、県内企業数のほとんどを占める中小企業・小規模事業者においても、賃上げの動きは広がりつつあるものの、大企業と比べるとその水準にはなお開きがあり、賃上げの流れが十分に行き渡っていない面も見受けられます。

本日の会議で、賃上げ環境を整備するためには、価格転嫁の推進、生産性の向上及び中小企業支援が重要であることについて、改めて認識を共有しました。

私たちは、本日の議論を踏まえ、地域全体で賃上げを後押しする取組を力強く進めてまいります。国、三重県、労働団体及び経済団体が連携し、賃上げと経済成長の好循環の実現に取り組んでまいります。

令和8年2月12日
三重における地方版政労使会議



(3) 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援

◀業務改善助成金交付申請件数▶

令和7年度	令和6年度
436	367

(4) 同一労働同一賃金の遵守の徹底

監督署からの情報提供を基に効率的に報告徴収を実施した。また、令和7年度後半から、局及び監督署で実施する集団指導においても同一労働同一賃金についての説明を行っている。

○令和7年度1月末時点 3回実施

◀パ有法 報告徴収件数▶

	令和7年度 1月末時点	令和6年度 1月末時点	令和6年度
パ有法報告徴収件数	180	217	255
うち監督署からの情報による報告徴収	175	110	133
8条(不合理な待遇差の禁止) 助言件数	22	61	72

(5) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

キャリアアップ助成金により、企業の取組を支援している。年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりを支援する「社会保険適用時処遇改善コース」（他、「賃金規定等改定コース」）の活用勧奨に取り組んだ。

◀キャリアアップ助成金の決定件数▶

令和7年度1月末時点	令和6年度1月末時点	令和6年度
898	559	734

第2 人材確保の支援の推進

1 人材確保の支援

(1) 人材確保対策

少子高齢化の進展に伴い労働力人口が減少する中、ハローワークを利用する求職者・求人者に対して求人の充足にむけた支援やマッチング機会の拡充に向けた取り組みを進めている。

特に医療・介護・保育・建設・警備・運輸など雇用吸収力の高い分野については、ハローワーク津に設置している「人材確保コーナー」を中心に担当者制による就職支援や事業所訪問、業界団体と連携した就職面接会や職場見学会、労働移動のきっかけとなる仕事理解セミナーや業界セミナーを実施し、積極的なマッチングに取り組んでいる。令和7年度からは、「人材確保コーナー」において、マッチングの更なる改善を図る観点から、求人の記載内容等の見直し等、集中的な採用支援を行うことで人材確保につながることが見込まれる事業主に対する重点的な支援を実施している。また、雇用管理の改善を希望する事業所に対しては、専門のコンサルタントを派遣し、コンサルティングを実施している。

《ハローワーク津・人材確保コーナー支援実績》

年度	就職件数	充足数	面接会・見学会	セミナー
令和7年度 (12月末時点)	429	467 (※1)	118回 (※2)	6回
令和6年度 (12月末時点)	397	539	12回	3回
令和6年度	543	712	13回	4回

(※1) 充足数の指標は前年度比で低下しているが、充足率については第1～3四半期で比較すると令和7年度は13.7%で、同6年度は7.6%となっており、増加傾向にある。

(※2) 令和7年度からは、求職者と求人者が「出会う機会」を増加させ、マッチングを促進することを目的として、事業所単独での個別面談会を実施していることから、回数が増加している。

(2) ハローワーク職員のキャリアコンサルティング機能の充実等

働き方や価値観が多様化し、利用者の抱える課題に的確に対応できるよう、職員のキャリアコンサルティング資格取得を進めている。

●令和6年度 受験人数(延べ人数) 13人 ●令和7年度 受験予定人数(延べ人数) 30人

第3 リ・スキリング、労働移動の円滑化

1 リ・スキリングによる能力向上支援

(1) 教育訓練給付金支給状況

年度	一般・特定一般		専門実践	
	受給者数	支給金額(円)	受給者数	支給金額(円)
令和7年度(1月末時点)	924	33,453,832	752	78,762,694
令和6年度(1月末時点)	915	33,951,266	747	102,769,589
令和6年度	1,029	37,235,740	1,032	136,581,968

県内の教育訓練給付金対象講座をまとめたリーフレットを独自に作成し、労働局ホームページや各ハローワークで配布し、周知を図っている。

改正雇用保険法等により、令和7年10月に創設された、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に、訓練期間中の生活費を支援する「教育訓練休暇給付金」や雇用保険被保険者以外の者に対する新たな融資制度「リ・スキリング等教育訓練融資事業」について、引き続き、周知を図る。

(2) デジタル系職業訓練状況

年度	公共職業訓練(離職者訓練)		求職者支援訓練	
	コース数	受講者数	コース数	受講者数
令和7年度(1月末時点)	5	60	7	86
令和6年度(1月末時点)	7	74	6	84
令和6年度	8	89	7	94

独自の「デジタル人材に対する事業者アンケート」を活用し、訓練コース内容の設定を進めるとともに、アンケートに回答した企業に求人開拓のアプローチを行い、訓練生の就職支援に取り組んでいる。

さらに、訓練窓口職員の知識向上のため、訓練実施施設の見学会等を行い、職業訓練への積極的な誘導を図っている。

第3 リ・スキリング、労働移動の円滑化

1 リ・スキリングによる能力向上支援

(3) 人材開発支援助成金による人材育成の推進

人材開発支援助成金について、賃金助成額の引上げ、非正規労働者に対する助成メニューの見直しを中心に令和8年1月末までに686社に周知を行った。

企業のDX・GX化を含め、今後の活用が見込まれる事業展開等リスキリング支援コースを令和8年度においても、求人窓口、事業所訪問、事業主向けセミナー等で周知を進めていく。

《人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）の支給実績》

	訓練計画件数	訓練計画対象者数	支給決定件数	支給決定対象者数
令和7年度 (1月末時点)	211件 (188)	2,483人	73件	214人
令和6年度 (1月末時点)	106件 (89)	444人	41件	116人
令和6年度	127件 (112)	760人	62件	195人

※ ()は内デジタル分野訓練の件数

2 労働移動の円滑化

「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場の見える化の推進

円滑な労働移動を実現するため、職業情報、職業能力、職場情報などの情報を「見える化」することが重要であることから、「job tag」（職業情報提供サイト（日本版O-NET））において職業情報の収集、分析や、自己診断ツール及びキャリア分析ツールによる職業興味や職業能力に関する情報提供を行っている。また、「しょくばらぼ」（職場情報総合サイト）において企業情報を整備、提供し、求職者及び事業所等に対しホームページやハローワークでの活用促進を図っており、円滑な労働移動を実現している。

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材の活躍促進

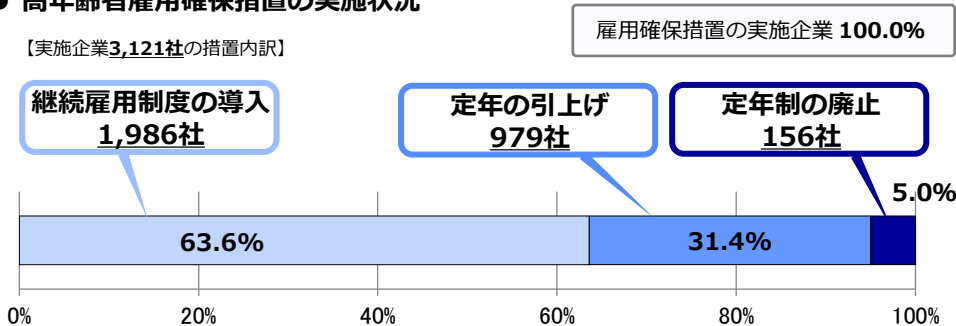
(1) 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

① 65歳までの「高齢者雇用確保措置※1」を実施済みの企業の状況

※1 高齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づく、①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度の導入の3つの措置をいう。

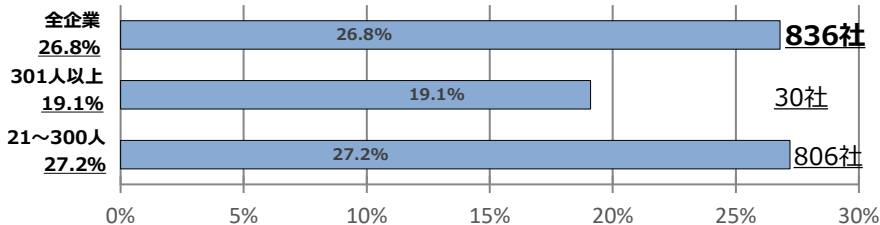
● 高齢者雇用確保措置の実施状況

【実施企業3,121社の措置内訳】



● 65歳定年企業の状況

65歳定年企業は、26.8%

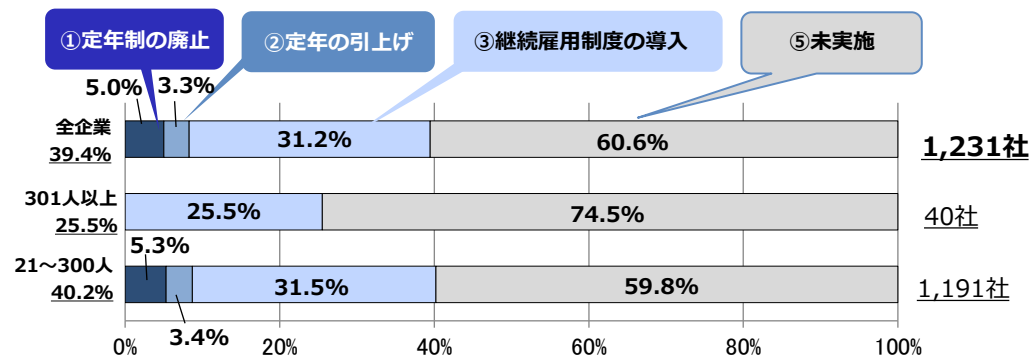


〈集計対象〉三重県内の常時雇用する労働者が21人以上の企業**3,121社**〈大企業(301人以上規模):157社、中小企業(21~300人規模):2,964社〉

努力義務となっている70歳までの高齢者就業確保措置については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の70歳雇用推進プランナー等とハローワークの雇用指導官が事業所を訪問し、周知している。

② 70歳までの高齢者就業確保措置の実施状況

70歳までの高齢者就業確保措置を実施済み※2の企業は、**39.4%**
大企業25.5%、中小企業40.2%



④ 創業支援等措置の導入（三重県内では実施企業無し）

※2 「70歳までの就業確保措置実施済み」のうち、「定年の引上げ」は70歳以上の定年の定めを設けている企業を、「継続雇用制度の導入」は定年年齢は70歳未満だが継続雇用制度の上限年齢を70歳以上としている企業を、「創業支援等措置の導入」は定年年齢及び継続雇用制度の上限年齢は70歳未満だが創業支援等措置の上限年齢を70歳以上としている企業を、それぞれ計上している。

〔注〕本集計は、原則小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の積み上げが合計と一致しない場合がある。

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材の活躍促進

(1) 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

③ ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

65歳以上の求職者が増えており、県内7か所のハローワークに設置した「生涯現役支援窓口」において、高年齢者向けの求人情報紙の発行、高齢者就職面接会・職場見学会の開催など、高年齢者の就労経験や就労ニーズ等を踏まえた支援を行っている。

《生涯現役支援窓口事業実績》

	令和7年度 1月末時点	令和6年度 1月末時点	令和6年度
65歳以上の就職件数	805	847	1,015
就職率 (65歳以上)	91.7%	90.5%	92.9%
就職率 (60～64歳)	93.9%	90.1%	92.7%

④ シルバー人材センターなどの地域における多様な就業機会の確保

高年齢者の多様な就業ニーズを踏まえ、臨時的・短期的な就業を希望される方については、ハローワークにおいてシルバー人材センターの概要の説明を行うとともに、シルバー人材センターが実施している高齢者活躍人材確保育成事業への案内を行っている。

《高齢者活躍人材確保育成事業》

令和7年度12月末時点 就業体験と技能講習

就業体験	開催場所	開催数(回)
野菜づくり体験	名張市	1
剪定体験	伊勢市	1
公園の花植え体験	鈴鹿市	1
公園の掃除体験	伊賀市	1
草刈体験	松阪市	1
技能講習	開催場所	開催数(回)
整理収納とお掃除講習	いなべ市・伊賀市	2
はじめての介護補助員講習	鈴鹿市	1
子育て支援講習	四日市市	1
就業体験：5 技能講習：4	県内7市町	9回

令和6年度 就業体験と技能講習

就業体験	開催場所	開催数(回)
稲わらリースづくり体験	東員町	1
剪定体験	伊勢市・伊賀市 津市・尾鷲市	4
公園の管理体験	鈴鹿市	1
草刈体験	松阪市	1
野菜づくり体験	津市	1
技能講習	開催場所	開催数(回)
片付けと掃除講習	亀山市	1
介護補助入門講習	鈴鹿市・志摩市	2
子育て支援講習	四日市市	1
就業体験：8 技能講習：4	県内10市町	12回

第4 多様な人材の活躍推進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材の活躍促進

(2) 障害者の就労促進

○ハローワークによる障害者支援

	紹介件数	就職件数
令和7年度（1月末時点）	4,298件	1,422件
令和6年度（1月末時点）	4,792件	1,560件
令和6年度	5,703件	1,823件

○企業向けチーム支援 実施状況

	年度目標	実施件数	達成率
令和7年度（1月末時点）	121件	129件	106.6%
令和6年度（1月末時点）	121件	125件	103.3%
令和6年度	121件	133件	109.9%

○障がいのある学生・生徒のための企業説明会

障害のある学生・生徒が企業を理解することによる就労を促進し、また就職、定着を支援する就労移行支援機関の利用促進を図ることを目的として開催。

令和7年度の実績

参加企業数	就労移行支援事業所	参加学生 学校関係者
20社	3事業所	40名

①障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定制度 (通称「もにす認定制度」)

- ・厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。
- ・この制度を通じて、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルと認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待されます。



(認定実績) ※令和7年度（1月末時点）
もにす認定企業 31社

②精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上で必要な配慮は何かなど、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、『職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）』となっていただくもの。

令和7年度の実績（1月末時点）

対象者内訳	実施回数	受講者人数
民間企業分	63回	479人
公的機関分	22回	381人

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材の活躍促進

(3) 外国人求職者等への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握

①外国人求職者等に対する就職支援

外国人求職者の希望や知識・経験等を踏まえ、求人情報の提供や個々の状況に応じたきめ細やかな職業相談、面接会などを実施し、就職支援を行っている。

	新規求職者	就職件数	就職率
令和7年度（1月末時点）	3,232件	524件	16.2%
令和6年度（1月末時点）	3,730件	475件	12.7%
令和6年度	4,304件	551件	12.8%

②外国人労働者の雇用管理に関する援助等の実施

○外国人を雇用している事業主への支援

- ・ハローワーク及び外国人雇用管理アドバイザーによる、外国人雇用状況届出制度や外国人雇用管理指針の周知・啓発等、専門的な相談・指導等を実施している。
- ・外国人留学生の雇用にかかる適正な管理、支援制度、雇用の実例を紹介し、企業理解を深めるため周知を行っている。

○ハローワークによる外国人雇用事業所訪問指導の実施状況

	年間目標	訪問指導実施件数	進捗率
令和7年度（1月末時点）	358件	355件	99.2%
令和6年度（1月末時点）	357件	307件	86.0%
令和6年度	357件	368件	103.1%

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材の活躍促進

(4) 多様な課題を抱える新規学卒者、若年者、中高年層への支援

① 新規学卒者等への就職支援

前年度と比較して新規高等学校卒業者の求人数・就職希望者数はともに減少したが、就職希望者数の減少幅が大きかったため、求人倍率は前年度より上昇した。

新規学卒者に対する就職支援としては、ハローワークの職員および就職支援ナビゲーターによる個々人の課題に応じたきめ細かな個別相談、就職後の定着支援等を行っている。

② 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

就職氷河期世代を含む中高年層の方々の活躍の場を広げられるよう、専門窓口を設置している四日市所を中心に、県内に4箇所ある「地域若者サポートステーション」との連携を含め、各ハローワークにおいて就労に必要な支援を実施している。

「中高年世代活躍応援プロジェクトを活用した支援」として、下期に合同企業説明会（県下2会場）及び企業向けセミナー（県下3会場）を開催。

＜＜新規高等学校卒業者の求人・求職・就職状況＞＞（1月末）

	令和8年3月卒	令和7年3月卒	増減
求人数	9,398	9,422	-0.3%
就職希望者数	3,053	3,081	-0.9%
就職内定者数	2,956	2,986	-1.0%
求人倍率	3.08	3.06	0.02 P
就職内定率	96.8%	96.9%	-0.1 P

＜＜就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労者・無業者のうち、ハローワークの紹介で正社員就職した件数＞＞

対象年度	年度目標（件）	正社員就職（件）	達成率（%）
令和7年度 （12月末時点）	1,529	1,026	67.1
令和6年度 （12月末時点）	1,529	1,118	73.1
令和6年度	1,529	1,443	94.4

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

2 女性活躍促進に向けた取組促進等

(1) 女性活躍推進法等の履行確保及び男女間賃金差異に係る情報公表を契機とした女性活躍に向けた取組推進等

改正女性活躍推進法の周知のため、令和7年下期において、局主催の説明会を開催した。

令和8年度においては、改正女性活躍推進法の履行確保を図るとともに、新しく設けられた「えるぼしプラス」を含め、えるぼし認定が人材確保において有効であること等、認定取得のメリットについてあらゆる機会を活用し、一層の周知を行っていく。

<<報告徴収件数>>

	令和7年度 1月末時点	令和6年度 1月末時点	令和6年度
均等法報告徴収	34	40	40
女活法報告徴収	28	39	39

<<認定件数>>

	令和7年度 1月末時点	令和6年度 1月末時点
えるぼし認定件数	23	17
うち3段階	18	15
うち2段階	5	2
うち1段階	0	0

えるぼしプラス(3段階)



<<改正女活法 説明会状況>>

- ・令和8年2月13日に局主催の説明会を開催（82社参加）。
- ・令和8年3月にオンライン説明会（2回）開催。
- ・令和8年1月から3月にかけて各関係機関の説明会（8回）にて周知。

プラチナえるぼしプラス認定マーク



(2) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

県内4カ所（四日市所、伊勢所、津所、ハローワークプラザ名張）にマザーズコーナーを設置し、子供連れで来所しやすい環境（キッズコーナーやベビーベッドの設置等）を整備している。また、令和6年度より津所、令和7年度より四日市所をオンラインサービス推進の重点安定所として位置付け、ホームページの改修や、育児等の理由により来所が困難な求職者に対するオンラインサービス提供に取り組んだ結果、就職件数が増加した。引き続き、対象者の幅広い支援ニーズに応えられるよう、オンラインサービスの周知及び提供を推進していく。

<<県内マザーズコーナー4カ所による支援実績>>

	令和7年度 12月末時点	令和6年度 12月末時点	令和6年度
新規求職者数	2,188	2,106	2,887
就職件数	748	726	977

<<津所マザーズコーナーのオンラインサービス支援実績>>

	令和7年度 12月末時点	令和6年度 12月末時点	令和6年度
オンライン職業相談件数	47	36	41
オンライン支援による就職件数	16	4	6

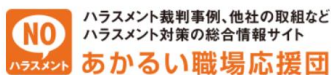
第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

3 総合的なハラスメント防止対策

(1) 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置の履行確保

労働施策総合推進法(労推法)、男女雇用機会均等法(均等法)及び育児・介護休業法(育介法)の各ハラスメント防止措置の実施状況について報告徴収を実施し、防止措置が講じられていない場合は、指導等を行い、防止措置の履行確保を図っている。

その他、厚生労働省運営の「あかるい職場応援団」サイトを紹介し、事業主及び労働者へ周知啓発に努めている。



<<相談件数>>

	令和7年度 1月末時点	令和6年度 1月末時点	令和6年度
パワーハラスメント	739	602	696
セクシュアルハラスメント	128	87	102
妊娠・出産等ハラスメント	23	13	18
育介等ハラスメント	29	17	26
均等妊娠出産不利益	90	55	72
育介不利益	116	58	83

<<報告徴収件数>>

	令和7年度 1月末時点	令和6年度 1月末時点	令和6年度
労推法(パワハラ)	49	30	45
均等法(セクハラ)	45	26	39
均等法(マタハラ)	44	26	39
育介法(育介ハラ)	41	24	37

(2) 紛争解決の援助等の実施状況

各ハラスメントに関する相談に適切に対応し、事業主と労働者間で紛争が生じた場合、当事者からの申出により、紛争の早期解決のための紛争解決援助制度、調停を行っている。

<<紛争解決援助・調停件数(各法合計)>>

	令和7年度 1月末時点	令和6年度 1月末時点	令和6年度
紛争解決援助	21	8	18
調停	5	2	10

(3) 改正労働施策総合推進法等の周知等について

改正労推法等について、改正女性活躍推進法と併せて説明会を開催している。

令和8年2月に1回、令和8年3月にオンライン説明会(2回)を開催した。

オンライン
～女性活躍推進法/ハラスメント対策について～
改正法等説明会のご案内 (参加無料)

女性活躍推進法、労働施策総合推進法等が令和7年6月に改正され、令和8年4月1日から施行されます。改正法について以下のおりオンラインで説明会を開催いたしますので、是非ご参加ください。

【主な内容】 +2回に亘り開催です。
① 女性活躍推進法の改正について
・労働法改正の目的の拡大
・プラチナふるほし認定の要件追加 など
② 労働施策総合推進法の改正について
・カスタマーハラスメント対策の義務化
・求職者等に対するセクハラ対策の義務化 など
③ 三重働き方改革推進支援センターからのお知らせ

日時・申込 下記の二次元コードからお申し込みください。定員に限りがあります。申込受付終了させていただきます。

オンライン方式 Zoomウェビナー(ウェブ上での申込み有制限)

日	時	定員	申込締切
① 3月2日(月)	13:30~15:30	100名	2月24日
② 3月5日(木)	13:30~15:30	100名	2月26日

三重働き方改革推進支援センターへ、お申し込みください。
下記の二次元コードからお申し込みできます。

▶ 二次元コードアドレス <https://forms.gle/D24KESLxY6m0i0R0V6>
上記アドレスを二次元コードとしてお申し込みください。
申込フォームに必要な事項を記入の上、お申し込みください。 ※申込フォームにはお名前を記載してください。
▶ 多の方にご参加いただくため1企業1人の申込みとさせていただきます。
▶ 各回開催日の申込締切日(右面に記載)までに、上記の申込フォーム等からお申し込みをお願いします。
▶ Zoom入室のためのメールは、三重働き方改革推進支援センター (mls.c.workstyleforms@gmail.com) より、お送りいたします。

【主催】 三重労働局 【共催】 三重働き方改革推進支援センター

<<オンライン説明会案内チラシ>>

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

4 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備等

仕事と育児・介護の両立支援

(1) 改正育児・介護休業法の周知及び履行確保、環境整備支援

改正育児・介護休業法が令和7年4月1日に一部施行、同年10月1日に全面施行され、事業主において改正法に沿った対応（規定整備、雇用環境整備措置の実施等）が行われているか報告徴収を実施し、着実な履行確保を図っている。また、不利益取扱いが疑われる事案について積極的に報告徴収・是正指導を行っている。

《報告徴収件数》

	令和7年度 1月末時点	令和6年度 1月末時点	令和6年度
育介法 (規定整備等)	127	47	47

(2) 次世代育成支援対策の推進

改正次世代育成支援対策推進法が令和7年4月1日に施行され、「くるみん」「プラチナくるみん」等の認定基準の改正等の内容について、事業所訪問や各説明会等にて周知を行うとともに、くるみん等認定の取得啓発を行っている。

令和8年度においても、くるみん認定の取得が人材確保等に有効であること等メリットについてあらゆる機会を活用し一層の周知を行い、認定取得に向けた啓発を行う。

《認定件数》

	令和7年度 1月末時点	令和6年度 1月末時点
プラチナくるみん	7	7
プラチナくるみんプラス	3	3
くるみん	61	52
くるみんプラス	3	3



《くるみん等認定マーク》

フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

令和6年11月に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法に基づき、委託事業者に対し計画的に調査を行い違反事項があれば是正指導を行うなど法の着実な履行確保を図っている。また、取引の適正化に関するものについては中小企業庁等と連携し、対応を行っている。

令和8年度も引き続き相談に適切に対応するとともに、法の履行確保を図る。

《調査件数》

令和7年度 1月末時点	令和6年度
29 (うち、申出による 調査件数:2)	5

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

5 安全で健康に働くことができる環境づくり

(1) 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底

11月の「過労死等防止啓発月間」に合わせ、「過重労働解消キャンペーン」を展開し、以下の取組を実施

① 事業場に対する監督指導

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対し、監督指導を実施。

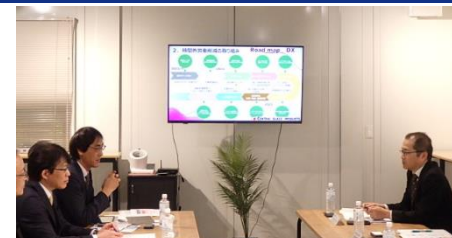
令和7年度（1月末時点）	459件（うち労働基準関係法令違反があった事業場：369件）
令和6年度（1月末時点）	364件（うち労働基準関係法令違反があった事業場：298件）
令和6年度	452件（うち労働基準関係法令違反があった事業場：361件）

② 三重労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換

【実施日】令和7年11月13日（木）【訪問先】セントラル硝子プロダクツ株式会社（松阪市）

③ 「過労死等防止対策推進シンポジウム」の開催

【日時】令和7年11月18日（火）13:30～15:30 【場所】津市アストプラザ 4Fアストホール
【参加者】 82人



労働局長によるベストプラクティス企業訪問



過労死等防止対策推進シンポジウム

(2) 令和6年度適用開始業務等（建設業、自動車運転者、医師）への労働時間短縮に向けた支援

① 労働基準監督署における説明会(労働時間関係集団指導)、上限規制特設サイト「はたらきかたススメ」、関係団体で構成する建設・トラック輸送の労働時間削減に向けた協議会、三重県医療勤務環境改善支援センターと連携したセミナー等を通じた周知

【労働時間関係集団指導】 令和7年度（1月末時点）59回実施（年間104回を実施予定）

② 監督署から発着荷主に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等について要請

③ 6月に三重県建設業労働時間削減推進協議会及び建設工事関係者連絡会議を開催し、事業者が時間外労働の上限規制を遵守できるよう発注者に適正な工期設定の配慮を要請

令和8年度も、引き続き、令和6年度適用開始業務等への労働時間短縮に向けた支援を行う

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

5 安全で健康に働くことができる環境づくり

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

2023年度からスタートした「三重労働局第14次労働災害防止計画」（2023年度～2027年度）に基づき事業者、労働者、労働局、災害防止団体等の関係者が一体となり、「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」等の労働災害防止対策を総合的かつ計画的に推進している。

死亡災害

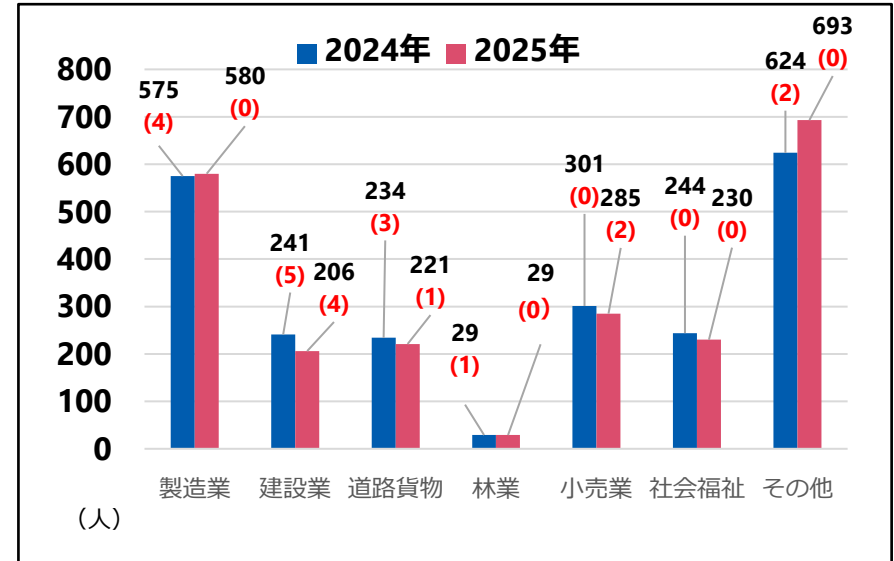
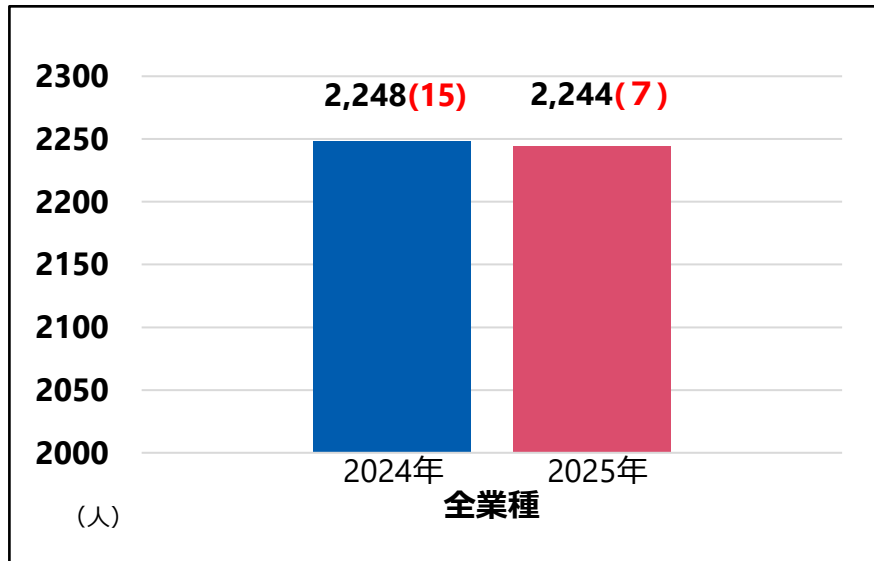
全産業について、「死亡災害ゼロ」を目指し、14次防期間中の死亡者数を13次防期間中と比較して**5%以上減少**させる。

〔目標値〕：13次防期間中の75人を14次防期間中に**71人以下**とする。

死傷災害

全産業について、**死傷者数2,000人未満**（「アンダー2,000」）を目指すとともに、計画期間中の死傷者数を2022年と比較して2027年までに**減少に転ずる**。

〔目標値〕：2022年の2,317人を2027年に**2,316人以下**とする。



休業4日以上死傷災害発生状況（2025年1月末日時点と2026年1月末日時点の速報値で比較）（ ）内の数値は死亡者数

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

5 安全で健康に働くことができる環境づくり

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

第14次労働災害防止計画の重点事項への取組状況

ア 労働災害防止に向けた緊急要請等の実施

令和7年度下期においては、県内の災害動向を捉え、労働災害防止団体、発注機関等に対し、

- ・ 解体業における死亡災害の続発を受けた緊急要請（令和8年1月6日）
 - ・ 第三次産業における労働災害の増加等を受けた要請（令和8年2月10日）
- を実施し、安全衛生活動の徹底を要請するとともに、リーフレットの作成、局HPへの掲載等により災害防止について周知啓発を行った。

イ 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動

- ・ 三重労働局として、死亡災害ゼロ、死傷者数2,000人未満の達成を目指し、同運動を展開している。
- ・ この目標達成の実効を上げるため、新たに、同運動の標語

「あせるな いそぐな おこたるな」

を設定し、安全衛生活動の展開・安全衛生行動の確実な実行について、周知・啓発を継続して実施している。

- ・ 災害防止関係団体と連携し、「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進大会」、「三重県産業安全衛生大会」をそれぞれ7月、10月に開催し、高年齢労働者の転倒災害防止に係る講演、安全衛生対策に先進的に取り組む企業の事例の紹介等により、事業場の安全衛生に対する意識向上に努めた。
- ・ 事業場毎に安全衛生スローガンを定め、労使協調により安全衛生活動を展開展開し、対象期間中の死亡、休業及び障害を伴う災害の無災害を目指す無災害「1・2・3」トライアルを実施した。（令和7年8月1日～令和7年12月1日）

**三重県内の解体工事において
死亡・重篤災害が続発しています**

三重県内の解体工事において、令和6年12月以降、死亡災害、重篤な災害が相次いで発生しています。
労働災害を防止するためには、「法令遵守」はもとより、「リスクアセスメントの実施によるリスク低減措置」の徹底を図るとともに、事業者、発注者、関係請負人、労働者等の一人一人が、労働災害防止のための基本ルールを守り、安全衛生活動を展開し、安全衛生行動を確実に実行しましょう。

令和6年 12月 (墜落・転落)	永 久 労働不能	鉄骨造建物の解体工事において、2階の露台で作業中、地上に墜落した。
令和7年 4月 (倒壊・崩壊)	死 亡	木造建物の解体工事において、解体つかみ機を使用し梁を持ち上げたところ、建物が崩れ、付近にいた作業者に激突した。
令和7年 12月 (倒壊・崩壊)	死 亡	建物の解体工事において、掘削した穴の中で、基礎杭撤去に伴う作業中、土砂が崩壊した。

緊急要請に係るリーフレット 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動標語



死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進大会の様子

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

5 安全で健康に働くことができる環境づくり

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

ウ 三重県小売業SAFE協議会・三重県社会福祉施設SAFE協議会による業種別労働災害防止対策の推進

増加傾向にある転倒及び腰痛等の「行動災害」の防止を推進するため、管内のリーディングカンパニー等により構成。

- ・ 災害事例集の作成・配布
SAFE協議会として災害事例集の作成、各事業場等への配付
- ・ 安全衛生異業種交流会の開催（令和7年10月29日）
2つの協議会の構成員が合同で参加し、異業種である製造業の事業場を視察。
製造業における安全衛生対策の事例紹介のほか、熱中症防止対策や転倒・腰痛災害等に関する意見交換を実施。



安全衛生異業種交流会の様子

エ メンタルヘルス対策の推進

- ・ 2027年までに、自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスのある労働者の割合を減少させるために、

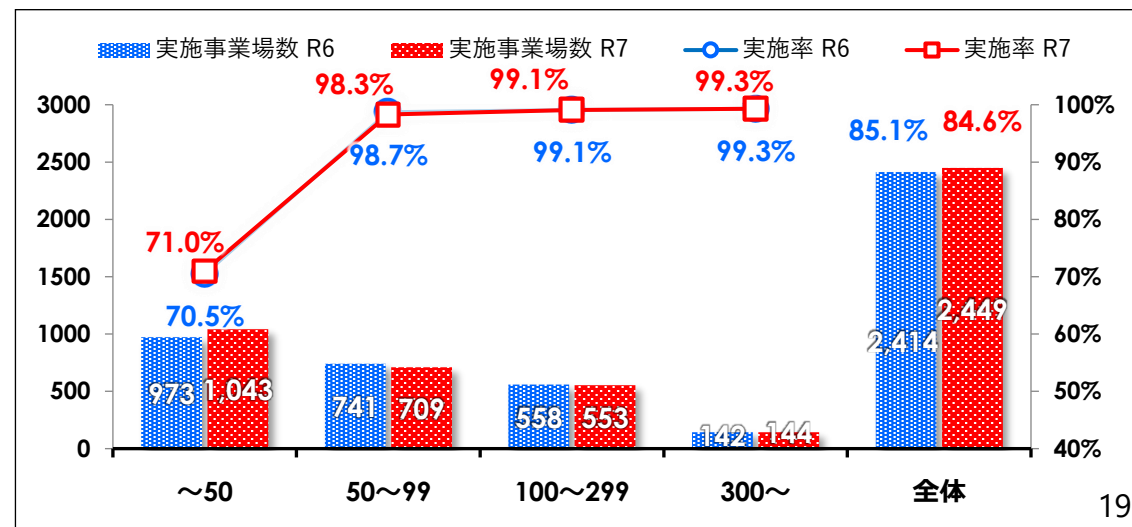
⇒メンタルヘルス対策に取り組む労働者数50人未満の事業場の割合を**70%以上**

の達成を目指し、署において年7回の集団指導を実施するとともに、地域産業保健センターと連携して、メンタルヘルス対策を促進している。

- ・ ストレスチェック制度について、労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする改正法の施行が今後予定されていることから、労働災害防止等関係団体の会報誌へ記事掲載依頼を行う等、あらゆる機会を通じて周知を行っている。

メンタルヘルス対策の取組状況

出所：「年間安全衛生管理計画実施結果報告書」



第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

5 安全で健康に働くことができる環境づくり

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

オ 治療と仕事の両立支援

県内の医療機関、団体、行政機関等で構成する「三重県地域両立支援推進チーム」を設置し、団体、機関における取組の共有を図り、地域の両立支援に係る連携、事業場における取組を促進。

同推進チーム主催の「治療と仕事の両立支援三重県地域セミナー」を開催（令和7年12月16日）

カ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質の自律的な管理が令和6年4月から全面的に施行されたため、引き続き周知を図るとともに、SDS（安全データシート）に基づくリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくばく露低減対策が適切に実施されるよう指導を行っている。

2月の「化学物質管理強調月間」において、労働災害防止団体等へ要請を行い、事業場への化学物質に関する取組の周知を依頼した。あわせて、県内の各労働基準監督署が主催し、外部専門家を講師とした化学物質に関する説明会を開催した。

また、石綿を含む建築物の解体等の現場に対しては、労働基準監督署と三重県で合同パトロールを実施し、石綿の飛散防止対策、ばく露防止対策に係る石綿障害予防規則等の周知徹底を図っている。

令和8年1月1日から有資格者による実施が義務化された工作物の解体等工事の事前調査についても、専用のリーフレットを使用し、災害防止等関係団体等を通じて積極的に周知を行っている。

キ 熱中症対策の強化

「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」及び令和7年6月1日から施行された改正省令による熱中症対策について、以下のとおり幅広く周知・啓発を行った。

- ・ 三重県と共同し、経済団体への要請（令和7年6月）
- ・ 労働基準協会・事業者団体等を通じた周知・要請（令和7年4月～5月）
- ・ 熱中症予防の特設ページを三重局HPに掲載
- ・ 熱中症防止啓発用品（ポケットティッシュ）の配布による周知

**治療と仕事の両立支援
三重県地域セミナー** 企業・医療機関
それぞれが出来る両立支援

日時 2025. 12月16日(火)
14 : 00 ~ 16 : 00 **参加 無料**

形式 会場及びオンライン配信(ZOOM)によるハイブリッド方式

定員 会場 20名 オンライン参加 50名

会場 三重産業保健総合支援センター会議室
(津市桜橋2丁目191-4 三重県医師会館5階)

対象 経営者、人事労務担当者、安全衛生スタッフ、医療関係者など、どなたでも参加いただけます。

治療と仕事の両立支援 三重県地域セミナー案内

あなたの職場にいますか？
化学物質管理者

換気をせずにトイレ清掃中に洗浄剤を使ってフッ化水素中毒に

施設の壁清掃に原液のままカビ取り用洗剤を使って呼吸困難に

殺虫剤が散布作業中に不十分な保護具で体に付着し有機リン中毒に

美容院で毛染めの剤を素手で使って皮膚にかぶれ

慣れた頃こそ再確認 化学物質の扱い方

2月 は化学物質管理強調月間

第4 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

5 安全で健康に働くことができる環境づくり

(4) 労働条件の確保・改善対策

ア 申告

労働基準監督機関においては労働者からの申告に基づき、事業場への臨検等により事実関係の確認を行い、その結果、法違反が認められた場合には、是正を図るよう監督指導を行っている。

【申告件数】 令和7年度（1月末時点）321件、令和6年度（1月末時点）320件、令和6年度371件

イ 司法処分

労働基準関係法令違反に対しては、監督指導により適正に対応することはもとより、重大悪質な事案に対しては司法処分を行うなど、厳正に対処している。

【送検件数】 令和7年度（1月末時点）16件、令和6年度（1月末時点）17件、令和6年度 20件

ウ 定期監督等

労働基準監督機関においては様々な情報や管内の状況等を踏まえ、計画的に監督指導を実施している。 ※カッコ内は違反率

【定期監督等実施状況】 令和7年度（1月末時点）2,255件（77.6%）、令和6年度（1月末時点）2,323件（76.5%）
令和6年度 2,834件（77.1%）

(5) 労災保険給付の迅速・公正な処理

請求人や相談者に丁寧な説明を行うとともに、認定基準等に基づき、迅速・公正な処理を行います。

【脳・心臓疾患に係る労災給付の請求・支給件数】

	令和7年度 1月末	令和6年度 1月末	令和6年度
請求件数	16件	17件	17件
支給件数	2件	5件	6件

【石綿関連疾患に係る労災給付の請求・支給件数】

	令和7年度 1月末	令和6年度 1月末	令和6年度
請求件数	19件	9件	9件
支給件数	12件	8件	12件

【精神障害に係る労災給付の請求・支給件数】

	令和7年度 1月末	令和6年度 1月末	令和6年度
請求件数	57件	51件	56件
支給件数	16件	11件	18件

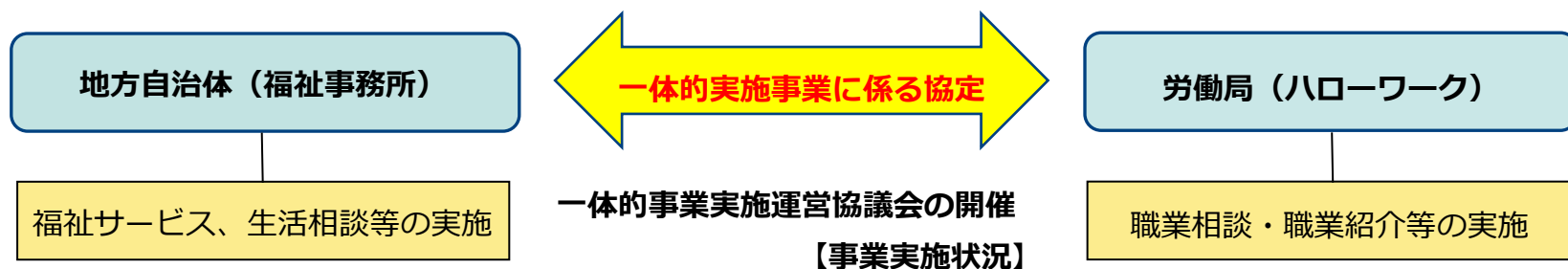
※支給件数は、当該年度内に支給決定を行った件数で、当該年度以前に請求があったものを含む。

第4 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

地方自治体との一体的実施事業（生保型）

地方自治体の福祉事務所とハローワークが一体となって、生活保護受給者を始めとした生活困窮者等に対する就労支援を実施。

- 平成26年4月1日から四日市市及び松阪市において実施



- 事業内容**
ハローワークの就職支援ナビゲーターが、生活困窮者等に対して、就労による自立促進のための職業相談・職業紹介等を実施
- 協定・事業計画**
 - 首長(市長)と労働局長の間で事業実施に係る協定を締結
 - 数値目標(※)を盛り込んだ事業計画を自治体と労働局の間で策定
※支援対象者数及び就職者数の年間目標の設定等
- 実施体制**
 - 【福祉事務所】 ケースワーカー、就労支援員、母子自立支援員等
 - 【ハローワーク】 就職支援ナビゲーター(各2名)

実施自治体	目標項目	令和7年度 目標	令和7年度 1月末時点	令和6年度 1月末時点	令和6年度
四日市市	支援対象者数	180	129	159	188
	就職者数	126	89	113	130
松阪市	支援対象者数	180	121	136	158
	就職者数	126	112	125	137
合計	支援対象者数	360	250	295	346
	就職者数	252	201	238	267